

工業用水道事業に係る政策評価実施要領

平成 14・03・28 地局第 1 号
平成 14 年 4 月 1 日

改正 20230426 地局第 1 号

令和 5 年 4 月 28 日

最終改正 20250123 経局第 1 号

令和 7 年 2 月 17 日

本実施要領の位置づけ

本実施要領は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）を踏まえて定めた「経済産業省政策評価基本計画」（以下、「基本計画」という。）を踏まえ、工業用水道事業に係る政策評価実施要領を定めるものである。

第 1. 目的

工業用水道事業を必要性、効率性、有効性及び優先性の観点から政策評価（以下「評価」という。）を実施し、当該事業の効率的かつ効果的な推進に資するとともに、その実施過程に係る透明性の一層の向上を図る。

第 2. 基本的な方針

1 評価の単位及び対象

評価の単位は、地方公共団体及び独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が、工業用水道事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けて実施する個々の建設、改築及び強靱化事業（以下「事業」という。）また、当該事業の実施者を以下「事業者」という。）とし、対象とする事業は、法第 9 条に基づく施行令第 3 条第 1 項第 4 号で定める要件に該当する事業とする。なお、工業用水道の観点から同一・類似目的を有する事業をまとめた施策（以下「施策」という。）及び工業用水道事業を営むことに必要な規制を行う「工業用水道事業法」（昭和 33 年法律第 84 号）については、基本計画により実施し、下記は適用しない。

2 評価は事前評価及び事後評価とする。

① 事前評価を実施する場合

- i) 新規の事業に補助金を交付する場合
- ii) 過去、補助金を交付した事業であって、補助金の交付を休止している事業に対して、再度補助金を交付する場合

② 事後評価を実施する場合

- i) 長期にわたり継続中の事業に対して補助金を交付する場合であって、事業の評価を実施後、5 年以上連続して補助金の交付を受けている事業
- ii) 事業計画の大幅な変更や、事業の継続に対する疑念等が生じたことを確認した場合
- iii) 法第 7 条第 2 項第 2 号に該当する場合

第 3. 評価の実施

1 実施体制

本実施要領に基づく評価及び公表は、経済産業省において工業用水を所掌する地域産業基盤整備課で実施する。また、評価責任者は、事前評価、事後評価ともに地域産業基盤整備課長とする。

2 実施時期

経済産業省は、事業に関する事前評価及び事後評価を年度末までに実施する。なお、予算要求を伴う事業の評価については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までに実施し、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時まで実施する。

3 評価の方法

経済産業省は、評価を実施する事業に係る事業者に対し、費用と便益を明らかにした費用便益分析の結果を含む別紙1に定める評価に必要な資料（以下「必要資料」という。）の提出を求める。さらに、必要資料以外に評価に必要な情報を求める場合は、必要性を提示の上、追加資料を別に求める。

経済産業省は、事業者が作成した必要資料を基に、別紙1に定める評価内容の確認を含め、工業用水道事業整備促進の目的である地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下の防止並びに工業の健全な発達及び地域産業の振興、地域経済活性化を図る等の総合的観点から評価を実施する。

4 第3の3に定める事業者（地方公共団体及び機構）の役割

- ① 地方公共団体は、必要資料を作成し、経済産業省に提出する。
- ② 機構は、地方公共団体と十分な調整を図った上で必要資料を作成し、経済産業省に提出する。

第4. 評価結果の反映

経済産業省は、評価結果を基に、当該事業の補助金交付に関する対処方針を決定する。この場合において、経済産業省は必要に応じて学識経験者等の意見を聴く。

第5. 評価結果の公表

経済産業省は、事業の評価の結果及び補助金交付に関する対処方針等については、評価後、すみやかに公表する。なお、予算要求が伴う事業の評価については、原則として概算要求書の財務省への提出時及び年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後にすみやかに公表する。

公表は、原則として経済産業省ホームページにおいて行う。

第6. その他

国土交通省又は内閣府に予算が一括計上される事業についての評価は、経済産業省は関係省庁と十分調整を図り実施する。

附則

- 1 本要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 本要領は、社会情勢の変化等により変更の必要が生じた場合は柔軟に対応する。
- 3 本要領の施行に伴い「工業用水道事業に係る新規事業採択時評価実施要領（平成11年8月2日付け11立施設第7号）及び「工業用水道事業に係る再評価実施要領（平成11年8月2日付け11立施設第2号）」は廃止する。

附則

本要領は、令和5年4月28日から施行する。

附則

本要領は、令和 7 年 2 月 1 7 日から施行する。

事前評価及び事後評価の実施について

I. 事前評価及び事後評価における必要資料

- 1 事業者は、「工業用水道事業に係る政策評価実施要領」第3の3に規定する必要資料を様式に準じて作成し、経済産業省が指定する期日までに提出する。
- 2 事業者は、「費用対効果分析実施細目（別紙2）」（以下「実施細目」という。）を参照の上、事業の目的、特徴に応じた適切な方法により費用対効果を確認すること。
- 3 機構事業、内閣府所管事業及び共同事業に係る事業者は、資料を提出するにあたり、必要に応じ関係省庁と調整を図る。

II. 評価内容及び評価方法

以下に定める各内容について評価を行う。また、各評価フローについては、別図に示すとおりである。

1 事前評価

1) 評価内容

① 前提指標

- i) 費用便益分析において「費用便益比」が1.0以上であること。

費用便益分析は、当該事業の実施によって生み出される総便益と当該事業に要する総費用を比較する費用便益比を評価指標として実施する。

費用便益比＝総便益／総費用

<費用>

事業の実施に必要な建設費及び維持管理費を現在価値化した上で、評価対象期間の総費用を適切に算出するものとする。

なお、建設費については、工業用水道事業費の補助金も含めた費用とする。

<便益>

効果の計測に当たっては、事業の実施による効果（工業用水の調達コスト削減便益、維持管理費軽減便益など）を整理し、これらの効果について可能な限り貨幣化を行い、現在価値化した上で評価対象期間の総便益を適切に算出するものとする。

※分析及び計算事例については、実施細目（参考資料）を参照のこと。

- ii) 補助金の交付要綱に定められている補助採択基準に該当していること。

- iii) 地方公共団体が事業主体の場合は、原則、令和4年度以降に公共施設等運営権方式をはじめとするPPP/PFIの導入検討を実施していること。

② 優先採択指数

- i) 地下水保全（地下水転換を含む）の必要性

- ii) 事業着手の緊急性
- iii) 費用便益比の算定に含まれていないその他の特別な事情

2) 評価方法及び反映

経済産業省は、評価対象事業が、前提指標の全てを満たしていることを確認の上、優先採択指標を含め総合的な観点から評価し、予算上の制約条件等を考慮の上、補助採択事業を決定する。

2 事後評価

事後評価は、補助対象事業である事業計画の状況の把握評価（一次評価）及び要因の変化が認められた場合に実施する詳細な評価（二次評価）からなる。二次評価は、一次評価において事後評価時と直前の評価時の評価内容で顕著な差異が認められる等の事由により、対応方針を決定する上で、更に詳細な分析・検討が必要と判断した場合に実施する。その際、経済産業省は、二次評価に係る内容が確認できない場合は、事業者に対し様式に準じて二次評価に係る必要資料の提出を求める。ただし、事後評価時の費用便益分析においては、総便益が総費用を上回る場合は（費用便益比は 1.0 を越えること。）二次評価は実施しない。

1) 評価内容

① 一次評価

- i) 需要の見通し
給水区域、給水量及び需要発生時期 等
- ii) 施設建設計画
施設規模、建設工程 等
- iii) 費用便益分析
総便益、総費用、費用便益比

② 二次評価

- i) 一次評価に掲げる変動要因の分析結果
- ii) 事業計画に係る変更案の検討結果

③ 事業者における当該事業に対する対応方針及び公表状況の確認

2) 評価方法

① 一次評価

一次評価は、現況（将来見通しを含む現時点での状況）と直前の評価時の情報を比較することで評価を行う。

② 二次評価

二次評価は、一次評価において認められた各変動要因について所要の詳細な分析・検討を実施し、必要に応じ事業者から提示される事業計画の変更案を含め、総合的な評価を行う。

なお、事業計画の変更を検討する場合には、事業者において第三者の意見を参酌した検討が行われているかを確認した上で、費用便益分析結果も併せて検討する。

3) 評価結果の反映

経済産業省は、評価対象事業が、従前の計画から変動していないか、また事業計画を変更した場合は事前評価での前提指標（事後評価の費用便益比は 1.0 を越えること。）を全て満たしていることを確認した上で、総合的な観点から評価し、予算上の制約条件等を考慮の上、補助事業の継続に関し以下の各項に掲げる対応方針を決定する。

ア 事業の継続

現計画による整備が適切であると認められる場合

イ 事業計画を見直し継続

事業実施計画、施設規模の見直しが必要と認められる場合

ウ 事業の休止

需要の発生の遅れ等の理由により、当分の間、施設整備を見合わせる必要があると認められる場合

エ 事業の中止

需要が見込まれない等、事業の実施の必要性が失われていると認められる場合

費用対効果分析実施細目

第 1 基本方針

費用便益分析は、当該事業の実施によって生み出される総便益と当該事業に要する総費用を比較する費用便益比を評価指標として実施するものとする。

$$\text{費用便益比} = \text{総便益} / \text{総費用}$$

$$[\text{CBR : Cost Benefit Ratio} = \text{Benefit} / \text{Cost}]$$

なお、総便益は当該事業を実施する場合（With）の便益から事業を実地しない場合（Without）の便益を差し引くことにより求めるものとする。

第 2 事業の目的の明示

事業の目的を明示した上で、当該事業の実施により得られる効果を適切に評価すること。

（解 説）

事業の主たる目的を対象に、その実施に応じて得られる効果を適切に評価する。

事業の種別は「建設事業」、「改築事業」及び「強靱化事業」とに区分される。

第 3 評価の対象期間

評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、建設、改築又は強靱化工事に係る資本投下を開始してから実質的な耐用年数を考慮した供用期間の終了時点までとする。

（解 説）

建設、改築又は強靱化に係る工事期間の開始時点から、構成する施設の実質的な耐用年数を考慮した供用期間が終了する時点までの期間が評価期間となる。

【建設事業】

建設事業における評価期間については、当該工業用水道施設を構成する施設・設備毎の処分制限期間に基づく実質的な耐用年数を考慮の上、適切な期間を設定するものとする。

拡張事業に係る既設施設の供用期間については、一部給水に係る施設の既供用期間と新規に整備した施設の供用期間を、事業費構成ならびに施設の残存価値を踏まえた実質的な耐用年数を考慮して、適正な評価期間を設定するものとする。

【改築事業及び強靱化事業】

評価期間については、対象となる既存施設は日常の維持管理により、所要の機能は維持されており、財

務上の簿価に拘らず実質的な施設の耐用年数は相当程度保持されていると考えるべきである。

従って、評価期間は対象となる施設の残存価値に基づき実質的な耐用年数を考慮して、実状に即した適正な期間として決定するものとするが、将来に亘って経年とともに逓増する施設の維持管理に要する費用が経済的に見合わなくなる時期を大幅に超過して当該施設を運用し続けることは、非現実的であることにも留意しなくてはならない。

第4 社会的割引率

社会的割引率は4%とする。

(解 説)

金利や将来の物価上昇等を考慮して、将来の便益や費用を割り引く際に用いる割引率は4%とする。

第5 費用の算定

事業の実施に必要な建設費及び維持管理費を現在価値化した上で、評価対象期間の総費用を適切に算出するものとする。

なお、建設費については、工業用水道事業費の補助金も含めた費用とする。

(解 説)

費用便益分析は、社会的な評価を行うことを目的としているため、国民経済的に見た場合に所得の移転とみなされる建設利息及び税金等のコストは社会的な費用として見込まない。(従って、補助金相当額を費用から控除することはしない。)

《建設費》

- ① 工業用水道施設の工事に要する費用
- ② ①に掲げる工事に必要な調査（基本検討は除く）に要する費用
- ③ 特定多目的ダム法第7条第1項の規定に基づき負担する費用
- ④ 貯水池、導水管きょ等の施設であって、発電、上水道事業その他の事業と共同の用に供されるものに係る持分権の取得に要する費用
- ⑤ 事務の施行に当たって必要とする人件費、通信運搬等に要する費用

《維持管理費》

- ① 事業に関する施設の維持管理に必要な人件費、動力費、薬品費、修繕費等に要する費用

第6 効果の計測

効果の計測に当たっては、事業の実施による効果を整理するとともに、これらの効果について可能な限り貨幣化を行い、現在価値化した上で評価対象期間の総便益を適切に算出するものとする。

(解 説)

貨幣化が困難な便益については、便益帰着構成に基づき検討を十分に行い、評価上当該便益に係る記載等の取扱いにおいて重複することのないよう留意すること。

第7 感度分析

費用・効果の計測に当たっては、事業の特性等を踏まえ必要に応じて計算上の諸量等の設定を変えた感度分析を実施するものとする。

(解 説)

工業用水道事業を実施していく上で、外部の社会経済一般の変動に伴う前提条件の変化や建設費、維持管理費の高騰、または、施工段階での数量の変化、契約水量等、評価段階では厳密に把握できないものがある。

「感度分析」は、このような予測精度上不可避な数量等の変動を考慮し、費用便益分析に用いる諸量の増減の幅を仮定して、複数ケースの計算を行い、評価指標（C B R）の値とその及ぼす影響の度合を観察するものである。

別途、学術的調査を基にまとめた参考資料（分析方法編、計算事例編、解説編等）は、費用対効果分析実施細目（平成11年4月通商産業省環境立地局産業施設課）等以示す。

(様式1)

事前評価総括表

[建設・改築・強靱化]

年 月 日現在

計 画 概 要	事 業 名		事 業 者 名	
	給 水 区 域		給水開始(予定)年月日 年 月 日 (一部給水開始年月日) (年 月 日)	
	計画給水量 $\text{m}^3/\text{日}$		現行給水能力 $\text{m}^3/\text{日}$	
	契約給水量 $\text{m}^3/\text{日}$		契約率 %	実給水量 $\text{m}^3/\text{日}$
	地 域 区 分	地盤沈下・基盤整備	四 大 ・ 新 産 ・ 工 特 ・ そ の 他	
	工 期		年 ～ 年	
水源・予算規模	水源	取水量	配水区	原水配水・浄水配水
		m^3/S	現行料金	円/ m^3
		m^3/S	予定料金	円/ m^3
	総 事 業 費	千円	資金計画構成	
	補助対象事業費	千円	国庫補助金	%
	補助金総額	千円	一般会計	%
年度要求補助金額	千円	地方債	%	
補助率	%	その他	%	
事業の目的及び事業概要				
地下水保全(地下水転換を含む)の必要性	a) 工業用水法における指定地域へ給水する事業 b) 工業用水法以外の法律・条例等により、地下水の取水が規制される地域へ給水する事業 [関連する法律等の名称:] c) その他 []			
事業着手の緊急性	【建設事業】 a) 既に着工している [着工: 年 月] b) 給水の要望があり、早急に事業に着手しなければならない [給水開始: 年 月] c) 工業団地の分譲開始に向け、早急に事業を着手しなければならない [分譲開始: 年 月] d) その他 []			
	【改築事業及び強靱化事業】 a) 漏水事故により、公共施設、住宅等に被害を及ぼした b) 工業用水道施設に係わる事故、トラブルにより給水先に被害を及ぼした c) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域内に施設がある d) ハザードマップ等の浸水想定区域内に施設がある e) 原水の水質悪化により支障が生じている f) 河床変動により取水に支障が生じている g) その他 []			
事業を実施した場合の費用対効果分析	費用便益比:			
	評価の対象とする便益項目:			
	費用便益比の算定に含まれていないその他の特別な事情	地域振興計画との関連性	施策名、指定地域及び関連する法律、条例 (法律等 例)、 沖縄振興特別措置法 等	
			施策名: 指定地域: 関連する法律等の名称:	
その他特別な事情: 注) 簡潔に記述すること。				

注1) 項目の列挙されているものについて該当するものを○で囲むこと。

注2) 添付書類

- ・計画給水量算定根拠
- ・地下水保全(地下水転換)の必要性、事業着手の緊急性を説明する資料
- ・費用便益比の算定に用いた基礎資料

(様式 2)

事後評価総括表

年 月 日現在

事業名		事業者名	
事業の概要	事業の目的：		
一次評価	① 需要の見通し	採 択 時 ^(注)	事後評価時
		給水区域： ・ 事業届出上の給水区域 立地業種（想定も含む） 各需要量（想定も含む） 給水量及び需要発生時期： ・ 計画給水能力 ・ 契約給水量 ・ 年度毎の給水量（実績及び計画）	※ 同左
	② 施設建設計画	施設規模： ・ 建設事業費 ・ 各施設の規模	※ 左に掲げる項目に加え、増減の内容を記載
		建設工程： ・ 工期 ・ 専用施設建設の進捗 ・ ダム建設等の進捗	※ 左に掲げる項目に加え、増減の内容を記載 実績及び将来の見通しを記載
	③ 費用便益分析	総便益： 総費用： 費用便益比：	※ 同左

(注) 2 回目以降は、直前の事後評価時とする。

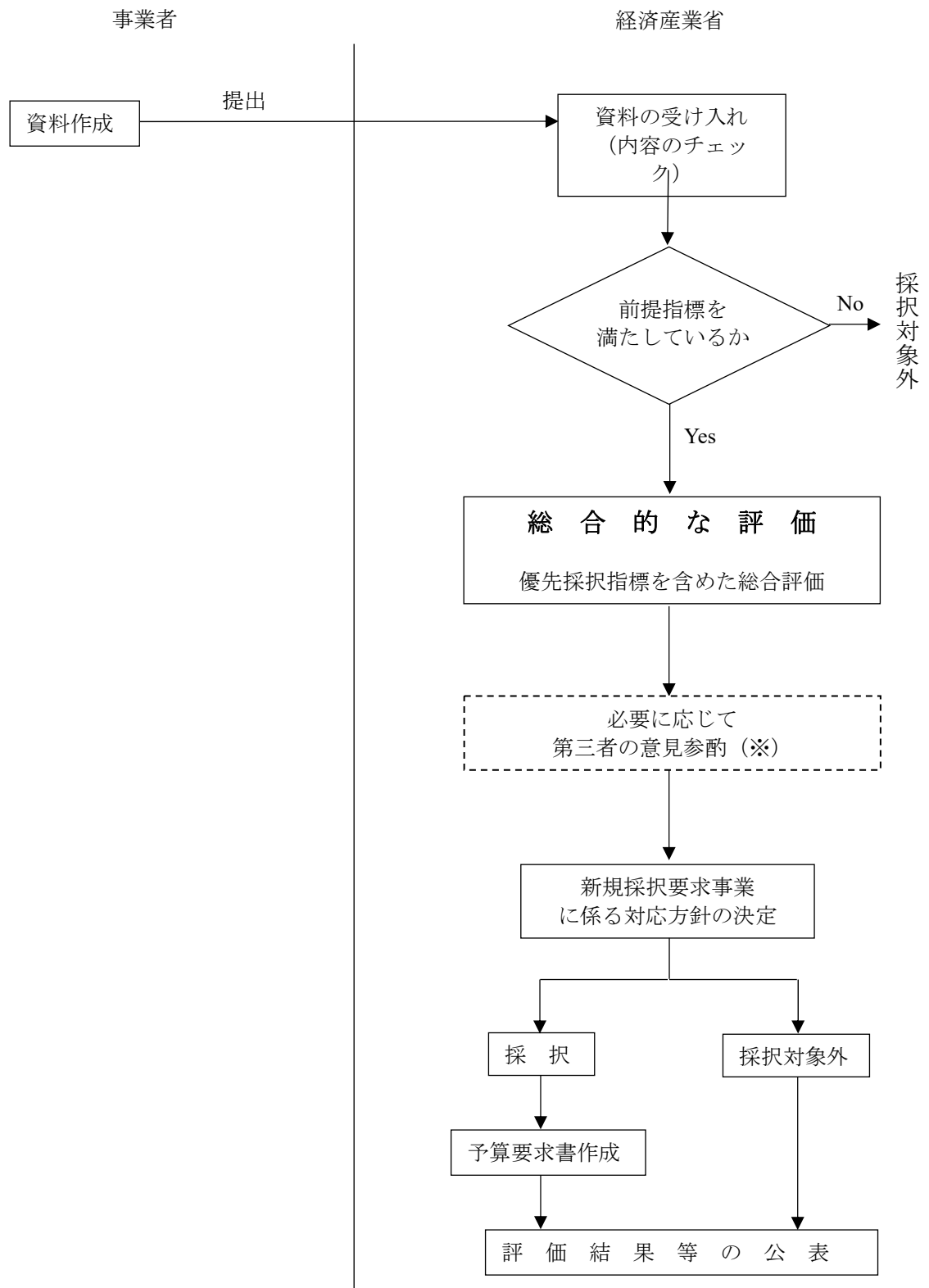
※ その他事後評価に必要な項目が有れば、記載すること。

事後評価総括表

二次評価	一次評価に掲げる変動要因の分析	※ 顕著な差異がみとめられる事項について記載のこと
	事業計画に係る変更案の検討	工事内容等の変更に係る検討： ※ 二次評価に付帯して想定し得る事業実施計画の変更案について記載のこと
対応方針	※ 一次評価若しくは二次評価における対応方針（事業の継続、事業計画の見直し、休止、中止）を具体的に記載のこと	
公表	公表方法： ・公表形式 ・公表時期、期間 公表結果： ・公表に係る意見等	

(図 1)

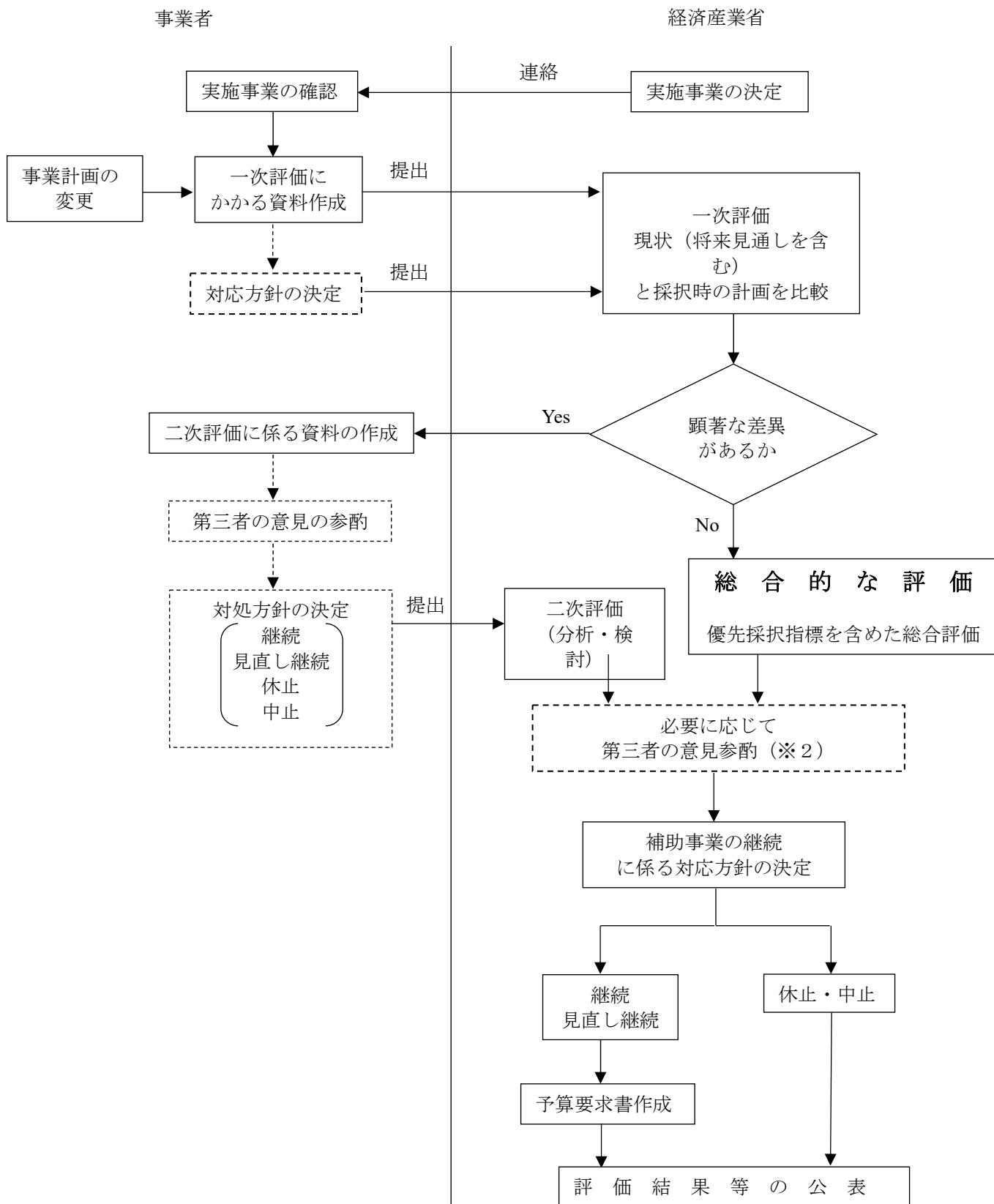
事業事前評価のフロー



(※) ①事業者において第三者の意見参酌がされていない場合。
②対応方針決定において、明確な判断が困難な場合。

(図 2)

事業事後評価のフロー



(※ 1) -----▶ は、機構のみ該当する。他の部分は事業者で共通。

(※ 2) ①事業者において第三者の意見参酌がされていない場合。

②対応方針決定において、明確な判断が困難な場合。